

(案)

修 繕 請 負 契 約 書

- 1 修繕名 賃貸工場高度 1 号棟及び 2 号棟高圧気中開閉器取替修繕
- 2 修繕場所 国際物流拠点産業集積地域うるま・沖縄地区
(賃貸工場高度 1 号棟及び 2 号棟)
- 3 工 期 自 契約締結の日
至 契約締結の日から令和 8 年 月 日 (90 日間)
- 4 請負代金額 ￥○○○○〇ー
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額￥○○○○〇ー)
注「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第 28 条 1 項及び
第 29 条の規定並びに地方税法 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき
算出したもので、契約金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。
- 5 契約保証金 沖縄県財務規則第 101 条第 1 項の規定に基づき契約金額の
100 分の 10 とする。ただし、財務規則第 101 条第 2 項に該当する場合には
その全部又は一部免除する。
- 6 特約事項 別添仕様書のとおり

上記の工事について、発注者 沖縄県知事 玉城康裕 (以下「甲」という。)と受注者 (以下「乙」という。)とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者	住 所	那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号
	名 称	沖縄県
	氏 名	沖縄県知事 玉城 康裕 印

受注者	住 所	○○○
	商 号	○○○
	氏 名	○○○ 印

(総 則)

第1条 乙は、担当職員の指示に従い、頭書の工期限内に、頭書の工事を完了しなければならない。

2 乙は、工事の施工に当たり、甲の指示に従うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第3条 乙は、修繕の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(特許権等の使用)

第4条 乙は、工事の施工に特許権その他第三者の権利の対象となっている施工方法を使用するときは、その使用に関する一切の責を負わなければならない。

(材料の品質)

第5条 工事に使用する材料について設計書にその品質が明示されていないものについては、中等以上の品質を有するものとする。

2 工事に使用する材料は、使用前に沖縄県の確認を受けたものでなければ使用することができない。

(不適当な施工)

第6条 乙は、工事の施工が設計書及び仕様書に適合しない場合において、甲がその改造を請求したときは、これに従わなければならない。ただし、このために請負代金を増し、又は工期を延長することはできない。

(損害の負担)

第7条 工事目的物の引渡前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担する。

2 天災その他不可抗力によって災害が起こり、乙が適当な注意を払い、又は損害の防止の相当の措置をしたことが認められたにもかかわらず、請負工事の既済部分又は検査材料に損害を生じた場合は、乙は直ちにその状況を甲に通知しなければならない。この場合において、その損害額、負担者又は各々の負担額は甲乙協議して、これを定める。

(検査及び引渡し)

第8条 乙は、工事が完成したときはその旨を甲に通知し、通知を受けた日から14日以内に甲による工事の完成を確認するための検査を完了するものとする。その検査に合格した乙は、契約の目的物を甲に引き渡さなければならない。

(請負代金額の支払)

第9条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、請負代金の支払請求をすることができ、甲は請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払うものとする。

第10条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙の責に帰すべき理由により、頭書の工期限内に工事を完成する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 正当の理由なしに、頭書の着手時期を過ぎても工事に着手しないとき。

(3) 前各号のほか、乙が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができな

いと認められるとき。

(解除後の処理)

第 11 条 工事の完成前に契約を解除した工事の出来高部分は甲の所有とし、甲乙協議のうえ請負代金を精算する。

(補 則)

第 12 条 この契約に定めのない事項については、沖縄県財務規則第 106 条に規定する工事請負契約約款の定めるところによる。また、必要に応じて甲乙協議して定める。

【特記事項】

(契約解除)

第1条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等の(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(下請負契約等に関する契約解除)

第2条 乙は、本契約に関する下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。)及び再受任者(再委託以降の全ての受任者を含む。)並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が、排除対象者(前条の各号に該当する者をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第3条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。